厚生労働省発感 0221 第６号
令 和 ７ 年 ２ 月 21 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
独立行政法人の長
国立大学法人の長
関係機関の長
殿

厚生労働事務次官
（公印省略）

感染症予防事業費等の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成２０年１２月１９日厚生労働省発健第１２１９００２号本職通知の別添「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和６年 12 月 17 日から適用することとされたので併せて通知する。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。